

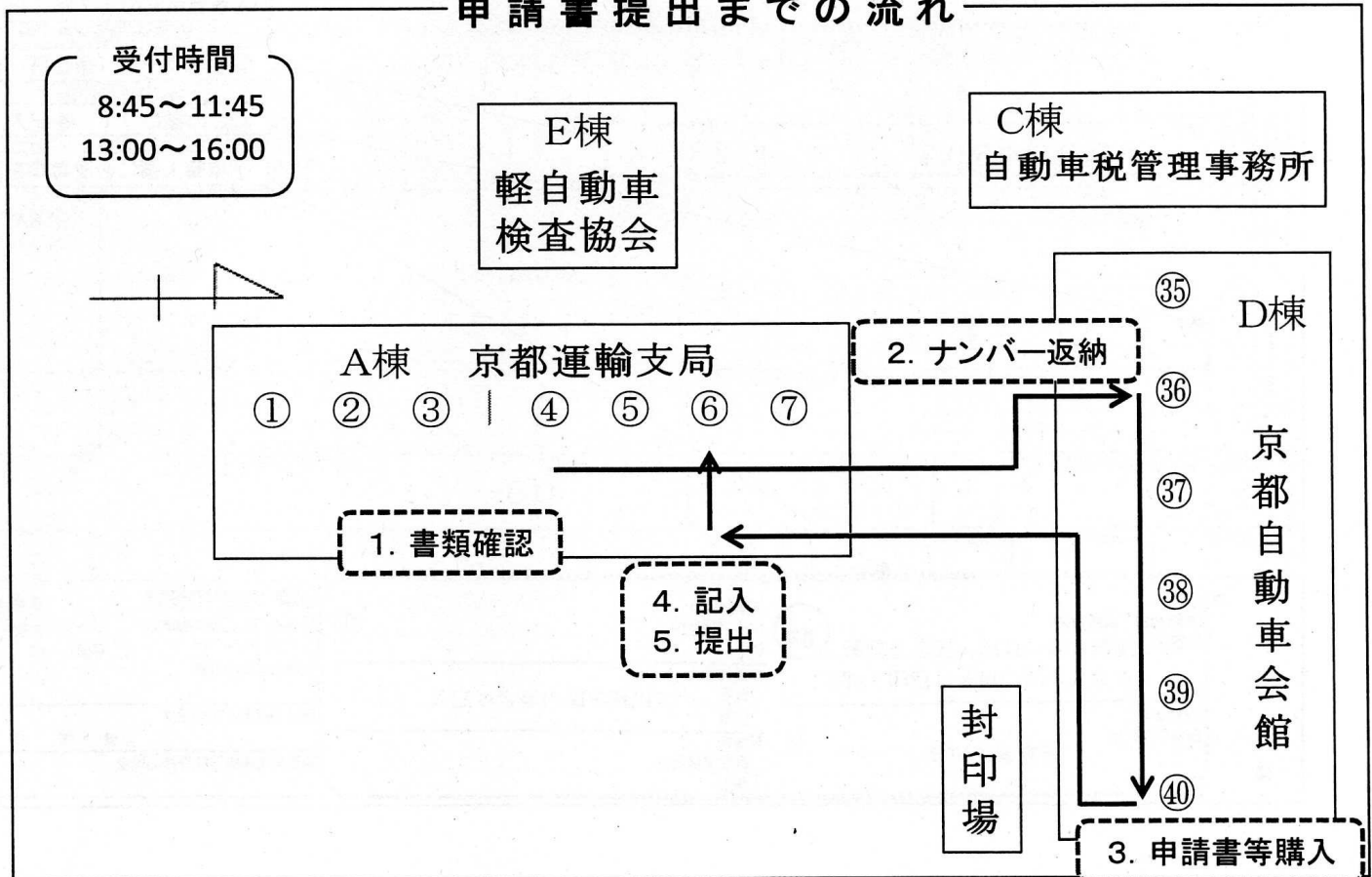
変更登録(所有者の住所変更等)のご案内

京都運輸支局登録部門

【申請手順】

1. 必要書類(裏面参照)が揃っているか確認してください。
※不明な場合は運輸支局④番窓口にてお尋ねください。
 2. ナンバープレートを取り外し、自動車会館③⑥番窓口に戻納してください。
(ナンバープレートの変更がない場合は「3.」へ)
※返納証(黄色のステッカー)をお受け取りください。
※希望番号の予約申込をされている場合は、『予約済証』の交付を受けてください。
 3. 自動車会館④⑩番窓口で申請書、手数料印紙(350円)をお買い求めください。
※自動車税申告書も併せてお受け取りください。
 4. 運輸支局に戻り、申請書・添付書類に必要事項を記入してください。
※申請書(OCR1号)の記入例は裏面にありますので参考にしてください。
※申請書(OCR1号)は鉛筆で、それ以外のものはボールペンで記入してください。
 5. 申請書等の記入が終わりましたら⑥番窓口提出してください。
 6. ⑦番窓口で車検証の交付を受けたら、自動車税管理事務所(C棟)で自動車税の手続きを行ってください。
(ナンバープレートの変更がない場合はこれで終わりです。)
 7. 標板交付所(D棟③⑥番窓口)にて新しいナンバープレートの交付を受けてください。
 8. 新しいナンバープレートを取り付け、封印場にお車を移動し、封印を受けてください。
- 【封印を受けたら終了です】

申請書提出までの流れ



【必要書類】

① 申請書 (OCR1 号)	D 棟④番窓口にてお買い求めください。
② 手数料印紙 (350 円)	D 棟④番窓口にてお買い求めください。
③ 自動車検査証	
④ 印鑑または委任状	所有者、使用者とも必要 本人申請の場合は印鑑。代理申請の場合は委任状 (押印要)。
⑤ 変更の事実を証する書面 ※発行から 3 ヶ月以内のもの	氏名の変更: 戸籍抄本、住所変更: 住民票 法人の場合: 履歴事項全部証明など 外国人: 外国人登録原票記載事項証明書 ※いずれも車検証に記載のもののから繋がりの方が必要。 使用者の変更: 住民票、履歴事項証明など
⑥ 自動車保管場所証明書	新使用者のもの。 警察署で発行されたもので発行から 40 日以内のもの。
⑦ 自動車税申告書	D 棟④番窓口で申請書を購入する際にもらえます。
【注意事項】	・事業用自動車、レンタカー、大型貨物車、大型ダンプカーの場合は事前に輸送部門 (運輸支局 2 階) での手続きが必要です。 ・字光式ナンバーを希望する場合は「字光式登録番号標交付願」が必要です。 ・希望ナンバーを希望する場合は「希望番号予約済証」が必要です。(事前申し込みが必要)

【申請書記入例】

※所有者と使用者が同じ場合の住所変更の記入例（機械で読み取りますので鉛筆で丁寧に記入してください。）

☐ 新規登録
 ☐ 変更登録
 ☐ 更正登録
 ☐ 予備検査
 ☐ 自動車予備検査証記入
 ☐ 所有者変更記録
 申請書
 第 1 号様式

1010 4

①「4」を記入
 ②希望番号の予約申込をされている場合に記入する。
 ③車検証に記載されている自動車登録番号を記入
 ④車台番号の下7桁を記入
 ⑤住所コード（新住所）を記入
 ⑥この欄に「1」を記入。
 ⑦申請人欄に必要事項を記入。

京都 500 し 1234 1234567

260094507 1-23-4

1
1

00

申請人 (旧所有者) 氏名又は名称 住所
 (新所有者・現所有者) 氏名又は名称 住所
 住所 ※本人申請の場合は認印を押印。
 (使用者) 氏名又は名称 住所
 住所 所有者と同じ

申請代理人 氏名 住所 代理申請の場合に記入
 受検者 氏名又は名称 住所

運輸支局長殿 運輸管理部長 平成 年 月 日
 登録の原因とその日付 平成 年 月 日
 自動車登録番号標交付の理由